

講演等謝金規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が主催する大会やシンポジウム等において、連合の依頼に応じて連合の非会員が講演等を行った場合に支払われる金銭をいう。

(謝金の基準額)

第2条 謝金の基準額は、別表の通りとする。

(雑則)

第3条 この規則により難しい場合の謝金額は理事会が決定する。

(規定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は、2012年12月26日から施行する。

別表

謝金の区分	謝金額（税引前）
講演等謝金 I （著名人による記念講演等）	40,000 円
講演等謝金 II （大会パブリックセッションでの講演等）	20,000 円
講演等謝金 III （上記以外の講演等）	12,000 円